

公 告

新城北設ごみ処理広域化施設整備事業整備方法検討等業務委託の契約候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和8年1月21日

新城市長 下 江 洋 行
(公 印 省 略)

1 業務概要

(1) 業務名

新城北設ごみ処理広域化施設整備事業 整備方法検討等業務委託

(2) 業務場所

新城市日吉地内

(3) 業務期間

契約締結日の翌日を起算日として390日間

(予定：令和8年4月下旬から令和9年5月下旬まで)

(4) 業務内容

ア 計画準備

イ 法令等調査

ウ 現状把握及び分析

エ 課題抽出

オ 条件設定

カ 整備概要設定

キ 比較評価項目設定

ク 総合評価

ケ 基本構想取りまとめ

コ 意見交換会運営支援

サ パブリックコメント支援

ソ その他

詳細は「新城北設ごみ処理広域化施設整備事業 整備方法検討等業務委託仕様書（案）」

(以下「仕様書（案）」という。) のとおり

2 委託料の限度額

15,026,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、上記記載の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 新城市的入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、登録希望業種「建設コンサル（建設環境）」に登録されている者に限る。
- (2) 新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年10月1日）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け新城市長・愛知県新城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 平成27年度以降に、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する一部事務組合を含む。）が発注する、循環型社会形成推進交付金を活用する前提の廃棄物処理施設の整備事業等に係る次に掲げる業務を受注し、かつ、完了（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）した実績を各1件以上有すること。
 - ① 施設整備基本構想策定業務
 - ② 施設整備基本計画策定業務
 - ③ 長寿命化総合計画策定業務
 - ④ PFI等導入可能性調査業務
 - ⑤ 施設整備・運営事業に係る要求水準書（発注仕様書）作成及び事業者選定支援業務
 - ⑥ 施設整備に係る設計施工監理業務

4 関係書類

(1) 閲覧期間

令和8年1月21日（水）から

(2) 閲覧方法

新城市公式ホームページからダウンロードすること

（ページID：745222136）

5 参加表明の手続き

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2）
- ② 参加表明者概要調書（様式第3）
- ③ 参加表明者業務実績調書（様式第4）
- ④ 管理技術者予定者調書（様式第5）
- ⑤ 照査技術者予定者調書（様式第6）
- ⑥ 主任担当技術者予定者調書（様式第7）
- ⑦ 配置技術者予定者調書（様式第8）

(2) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

- ① 提出書類を全てPDFファイルに変換し、電子メールにより担当部署のメールアドレスに、電子メールの件名（タイトル）を「プロポーザル参加表明（事業者名）」として送信すること。
- ② 提出後は、電話にて担当部署へメールの着信を確認すること。
- ③ 電子メール以外の方法による提出は受け付けない。

6 企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書等提出書（様式第9）・・・1部
- ② 企画提案書・・・正本1部及び副本8部
 - ア 表紙（任意様式）
 - イ 目次（任意様式）
 - ウ 企画提案書（任意様式）

企画提案書の評価課題は(5)に記載する。
- ③ 参考見積書（様式第10）・・・・・・・・1部
 - ア 封筒に入れること。
 - イ 封筒の表面には、業務名及び「見積書在中」を記載すること。
 - ウ 封筒の裏面には、事業者名、代表者等職氏名及び所在地を記載すること。
 - エ 使用する封筒に応じて継ぎ目に封印すること。

(2) 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

担当部署

(4) 提出方法

- ① 持参又は郵送若しくは宅配（以下「郵送等」という。）により提出すること。
- ② 受取時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- ③ 郵送等の場合は、配達の記録が残る方法に限るものとし、郵便事故等は提出者のリスク分担とする。また、発送時に担当部署へ電話にて発送日及び到着予定日を連絡すること。
- ④ 提出書類は全てを同時に提出するものとし、郵送等の場合は全てを同梱するものとする。

(5) 企画提案書の評価課題

企画提案書には、次のポイントについて提案すること。

作成にあたってポイントの提案順は問わないものとするが、ポイントが明確となるように配慮すること。

① ポイント①「本業務に対する人員配置体制」

本業務の遂行にあたり配置した技術者の体制について、必要と判断した事項、配慮した事項等を記載する。

② ポイント②「事業費を始めとする比較評価項目の設定」

広域化施設の最適な整備方法を定めるために必要となる比較評価項目とその考え方につ

いて記載する。

特に事業費については、イニシャルコストに留まらずに記載するとともに、その精度確保について記載すること。

③ ポイント③「整備方法決定のためのマイルストーン」

整備方法を決定するまでに必要となるマイルストーンとその考え方について記載する。

④ ポイント④「自由提案」

ポイント①から③までの事項以外に、整備方法を定める際に課題となる事項、今後の広域化施設整備にあたり配慮すべき事項等について、参加者がテーマを選定し、その提案内容を記載する。

(6) プロポーザルの成立

参加者が 1 者の場合であっても本プロポーザルは成立するものとする。

7 評価委員会の設置及び審査概要

(1) 評価委員会の設置

本プロポーザルの実施に係る評価を公平かつ公正に実施するため、「新城北設ごみ処理広域化施設整備事業整備方法検討等業務委託公募型プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。) を設置する。

なお、会議は非公開で行うものとする。

(2) 委員構成

評価委員会の委員(以下「評価委員」という。)の氏名については、公正性を確保するため、契約候補者の特定後に公表する。

(3) 評価方法

評価委員が「新城北設ごみ処理広域化施設整備事業整備方法検討等業務委託公募型プロポーザル評価基準書」(以下「評価基準書」という。)に基づき評価する。

(4) 一次審査の実施

5 及び 6 の提出書類について書類審査を実施し、評価点の上位 3 者を二次審査の対象となる者(以下「二次審査対象者」という。)として選定する。

(5) 二次審査の実施

6 の提出書類についてプレゼンテーション(提出した企画提案書に基づく説明等)及びヒアリング(質疑応答)を実施する。

8 契約候補者の特定

評価委員会の評価の結果、順位 1 位の者を契約候補者として特定する。

また、順位 2 位の者を次点者とする。

9 評価結果の通知及び公表

評価結果は、全ての参加者に対して電子メールにより通知するとともに、新城市公式ホームページ上に参加者の事業者名及び評価点(二次審査対象者に限る。)の一覧を掲載する。

なお、参加者の事業者名は契約候補者のみとし、その他の事業者名は「非公表」と表記する。

1 0 契約の締結

契約候補者と特定された者と契約締結について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。業務内容については、仕様書（案）を基本とし、本プロポーザルにおける提案内容を反映したものとし、協議の結果、仕様書の内容を一部変更する場合がある。

ただし、協議が整わなかった場合は、次点者と協議するものとする。

1 1 提出書類の取扱い

(1) 返却

提出された書類等については、一切返却しないものとする。

(2) 公文書としての取扱い

提出された書類等は、新城市情報公開条例（平成17年新城市条例第25号）に基づく公文書として取り扱うものとする。

(3) 管理

提出書類等については、新城市公文書管理規程（平成17年新城市訓令第7号）に基づき管理する。

(4) 著作権

企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、契約を締結した者の企画提案書の著作権は、契約の締結をもって新城市に譲渡するものとする。

(5) その他

著作権、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については全て参加者が負う。

1 2 その他

(1) 必要経費負担

本プロポーザルの実施における書類等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る一切の経費は、参加表明者（質問者を含む。）の負担とする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする

ア 参加資格を満たさなくなったとき

イ 提出された書類に虚偽の内容が記載されているとき

ウ 発注者、評価委員その他の関係者に対し不当な活動を行った事実が認められるとき

エ 本実施要領及び仕様書（案）に定める事項に適合しないとき

オ 評価点が満点の60パーセントに満たないとき

カ 前各号に定めるもののほか、本プロポーザルの実施にあたり著しく信義に反する行為等により評価委員会が失格であると認めたとき

(3) 言語等

本プロポーザルの実施において使用する言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) 異議申し立て等

本プロポーザルの審査に関する問い合わせ及び評価結果の意義申し立てについては一切受け付けない。

(5) 営業行為の制限

本プロポーザルの広告の日から契約締結までの期間中、新城市に対し本業務に関する営業行為を禁止とする。

(6) 秘密の保持

参加表明者（質問者を含む。）は、本プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

(7) 本プロポーザルの詳細は、仕様書（案）及び実施要領によるものとする。